

# 中期経営・行動計画

## 《アクションプラン》

～ 子どもたちのために今できること ～



|      |                                       |    |
|------|---------------------------------------|----|
| I    | はじめに                                  | 1  |
| II   | 期間                                    | 1  |
| III  | スローガン                                 | 1  |
| IV   | 経営理念（目的）                              | 1  |
| V    | 経営ビジョン（目標）                            | 1  |
| VI   | 現状分析                                  | 2  |
| VII  | 外部戦略《健全な収支を確保するために、公益法人としての役目を果たすために》 | 5  |
| VIII | 内部施策《個人を磨くために、組織を進化させるために》            | 7  |
| IX   | 年度目標《目標数値（一部実績含）》                     | 9  |
| X    | おわりに                                  | 10 |
|      | 資料                                    | 11 |

令和5年6月

公益財団法人 岩手県学校給食会



## I はじめに

学校給食を取り巻く昨今の状況を見ると、感染症法上5類へ移行したものの未だ出口の見えない新型コロナウイルス感染状況や緊迫した世界情勢、加えて、世界的な気候変動、記録的な円安、大幅な為替変動、インフレ、原油高・原料高に伴う物価高騰、物流の2024年問題など、多くの課題に直面し、緊張の日々が続いている。

そうした中、学校給食に携わる一つの公益法人として、将来を担う子どもたちのために「今できること、今しなければならないこと」の指針とすべく、中期経営・行動計画《アクションプラン》を策定するものである。

## II 期 間

令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

## III スローガン

**ULTIMATE の到達点へ！**

## IV 経営理念（目的）

全ての職員が、公益財団法人としての役割と存在意義を認識し、日々の業務を通じて、現在及び将来の「子どもたちの心身の健全な発達と豊かな人間性を育む」ことを目的とする。

## V 経営ビジョン（目標）

- 1 学校給食の充実向上を図るため、「安全安心な給食食材を安定的に供給」する。
- 2 学校給食関係者との連携を強化し、「食育推進事業の充実」を図る。
- 3 安定した公益事業収入を確保しながら、増収増益の中で、「健全な法人運営」を維持する。



## VI 現状分析

### 現状1 売上減少となる主な要因

#### (1) 児童生徒数の減少

岩手県教育委員会編集の「岩手の学校給食」によると、次表のとおり児童生徒数（学校給食実施人員）が減少している。減少幅に差があるものの、今後も児童生徒数の減少が見込まれるものである。（単位：人）

|     | 小学校    | 中学校    | 義務教育<br>学校 | 県立学校       |              | 合 計    | 前年度<br>比較 |
|-----|--------|--------|------------|------------|--------------|--------|-----------|
|     |        |        |            | 特別支援<br>学校 | 夜間給食<br>実施高校 |        |           |
| R4  | 53,710 | 28,852 | 617        | 1,250      | 17           | 84,446 | ▲1,951    |
| R3  | 54,942 | 29,526 | 619        | 1,289      | 21           | 86,397 | ▲1,168    |
| R2  | 56,105 | 29,547 | 620        | 1,267      | 26           | 87,565 | ▲1,866    |
| R1  | 57,262 | 30,204 | 629        | 1,314      | 22           | 89,431 | ▲2,047    |
| H30 | 58,514 | 30,978 | 612        | 1,355      | 19           | 91,478 |           |

※ 岩手県教育委員会編「岩手の学校給食」より抜粋した学校給食実施人員

#### (2) 同業他社との競合

同業他社との競合は必然である。同業である数社が、厳しい経営環境下において、生き残るための自社の強みを出しながら、日々経営を行っている。今後も同業他社との競合は続くものである。

#### (3) 給食費の公会計化への移行

給食費に係る公会計化は、同等品であれば価格の低い者に落札されることとなるため、見積額が大きく影響する。

文部科学省は、教員の多忙化解消の一つとして、給食費の公会計化を進めており、本県においても給食費の公会計化は、今後拡大する傾向にあると思われる。

《令和元年9月県議会の質問に対する佐藤博教育長（当時）の答弁》

「公会計実施市町村は22市町村であり、内18市町村においては給食費の徴収及び管理業務を自治体が行っている。なお、令和2年4月1日から3市1町が公会計へ移行する見込みである。」

### 現状2 異物混入の状況

給食食材に対する異物混入件数は、令和4年度は、計177件、月平均15件となっている。殆どが軽微な事案であるものの、特に児童生徒の心身に異常を及ぼす異物が混入している場合の処理を誤ると、本会の信頼が揺らぎ、責任を問われることとなることを全職員が意識しなければならない。

軽微であるものの、異物混入案件が常態化していることが否めないことから、事業者は勿論のこと、本会職員の危機管理意識の醸成も必要である。

令和3、4年度の件数を次表に示す。この表には表れないが、一部の事業者において、異物混入が繰り返されている実態があり、危機管理意識が希薄であると感じる。

（単位：件）

|    | 4月 | 5月  | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合 計 |
|----|----|-----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| R4 | 8  | 17  | 25 | 13 | 7  | 16 | 13  | 19  | 13  | 18 | 19 | 9  | 177 |
| R3 | 17 | 28  | 32 | 16 | 5  | 18 | 24  | 27  | 9   | 12 | 15 | 14 | 217 |
| 比較 | ▲9 | ▲11 | ▲7 | ▲3 | 2  | ▲2 | ▲11 | ▲8  | 4   | 6  | 4  | ▲5 | ▲40 |



### 現状3 パン・米飯委託業者を取り巻く環境

#### (1) パン委託業者

パン委託業者は、現在4社（令和5年3月現在）。

パン給食の回数が週1回程度という現状の中、パン委託業者、特に個人経営者は厳しい経営環境を強いられている。

不安定収入、後継者不足、設備投資への躊躇など、明るい材料は少なく、廃業の不安は尽きない状況にある。

#### (2) 米飯委託業者

米飯委託業者は、現在6社（令和5年3月現在）。

県内小中学校数の約6割は自校又はセンター炊飯の形態を取っている。これは、温かくて美味しいご飯の提供ができることは勿論のこと、非常災害時に非常食が提供できることなどを考慮しての形態である。

故に、今後この形態は増加し、委託加工工場数は減少傾向に向かうことが考えられ、当会の加工賃収入も減少していくことが懸念される。

### 現状4 本会施設設備の老朽化

本会倉庫棟は昭和52年1月～53年10月に、本館棟は昭和55年3月に竣工され、共に40年以上経過している（令和5年3月末現在）。

主な沿革を次表に示す。近い将来、両棟とも改築が必要であり、未実施の耐震診断も含め、計画的な改築資金等の積立てが必要である。このことについては、改めて別途計画するものとする。

| 年 月          | 沿 革                               |
|--------------|-----------------------------------|
| S25.4        | 岩手県学校給食会(任意団体)として発足。事務所を県庁教育庁内に設置 |
| S33.5        | 財団法人 岩手県学校給食会として発足                |
| S51.3        | 現在地に土地取得                          |
| S52.1～S53.10 | 常温倉庫、冷凍倉庫、低温倉庫竣工                  |
| S55.3        | 本館竣工                              |
| H1.6         | 常温倉庫内に冷凍庫新設、低温倉庫改修                |
| H15.9        | 新詰所設置                             |
| H15.10       | 常温倉庫内に冷凍庫新設                       |
| H24.4        | 公益財団法人 岩手県学校給食会として発足              |

### 現状5 時間外勤務の状況

総支出の中で人件費の占める割合は大きい。今後の収支状況を鑑みながら、退職予定者がいる場合の対応については、職員採用か業務委託か等、慎重に検討する必要がある。

なお、人件費の中で抑制できる項目として「時間外勤務手当」がある。

令和4年度の時間外勤務の状況を次表に示す。時間外の勤務を減らす個人の努力と工夫が必要である。

(単位：時間)

|    | 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  | 合計    |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| R4 | 391 | 407 | 439 | 307 | 237 | 436 | 397 | 451 | 306 | 262 | 340 | 186 | 4,159 |
| 平均 | 26  | 27  | 29  | 20  | 16  | 29  | 25  | 27  | 18  | 15  | 20  | 11  | 263   |

※ 平均は、合計時間数を対象人数で除したもの（4月～9月：15人、10月：16人、11月～3月：17人）



## 現状6 使用電気量の状況

緊迫した世界情勢に伴う原料の値上がり等に伴い、電気料金が高騰している。収支の均衡を保つにあたり、電気の使用量を減らすことは重要な要素である。

令和3、4年度の使用電気量を次表に示す。各職員において、不必要な使用は抑えていく意識が必要である。

(単位：kWh)

|    | 4月     | 5月     | 6月     | 7月     | 8月     | 9月     |  |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| R4 | 14,935 | 15,569 | 17,037 | 20,349 | 16,528 | 19,944 |  |
| R3 | 13,464 | 17,458 | 20,779 | 22,140 | 18,668 | 21,397 |  |
| 比較 | 1,471  | ▲1,889 | ▲3,742 | ▲1,791 | ▲2,140 | ▲1,453 |  |

  

|    | 10月    | 11月    | 12月    | 1月     | 2月     | 3月     | 合計      |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| R4 | 16,163 | 14,592 | 13,959 | 13,829 | 15,004 | 13,103 | 191,012 |
| R3 | 17,922 | 15,621 | 14,897 | 15,225 | 17,808 | 15,064 | 210,443 |
| 比較 | ▲1,759 | ▲1,029 | ▲938   | ▲1,396 | ▲2,804 | ▲1,961 | ▲19,431 |

## 現状7 物価の高騰

世界が一変した。コロナ禍や緊迫した世界情勢に加えて、世界的な気候変動など、様々な要因を背景に、原油高・原料高などに伴う「物価高騰」が止まらない。令和2年から始まった物価高騰が、今なお続いている（令和5年3月現在）。

家庭生活や社会生活などの殆ど全ての場面において、物価高騰による負担増が強いられ、負の連鎖が続いており、「コロナ倒産」に続き、「物価倒産」も相次いでいる。当然ながら、学校給食にも、その影響が生じている。

早く「特別」な世界ではない、「普通」の世界に戻ることを願うばかりである。



### 戦略1 データの見える化

本会の強みは何か、弱みは何か、併せて同業他社の強みは何か、弱みは何か、センターや単独校における発注傾向は何か等々、様々な角度での現状を数値化し、情報共有する。

そのことによって傾向と対策が見えてくる。大事な戦略である。

### 戦略2 営業の強化

継続的に、計画的に、営業活動を実施する。公益法人として全ての栄養教諭等に更なる信頼を得るよう、誠意を尽くした対応を行っていく。

営業担当や受注担当は勿論のこと、配送担当も営業マンである。今月お勧め食材のパッケージ1枚を配送時に手渡す。「紙切れ1枚、挨拶一言」。そこから明日の利益に繋がる信頼が生まれる。売上げを伸ばす又は維持する即効性のある手段の一つと解する。

### 戦略3 同業他社との差異化・差別化

「VI 現状分析」の「現状1 売上減少となる主な要因」に示すとおり、給食食材を取り扱う一業者として、今後も生き残るための環境は厳しいものである。

そんな中、同業他社との差異化・差別化を図るための施策が必要となる。例えば、少人数で行う「出張展示会」は、栄養教諭等の反応を直に感ずるものであり、本会の強みとして開催を継続・拡大すべき事業である。売上増に繋がることを期待できる。

### 戦略4 地場産品の取扱いの強化

国の「第4次食育推進基本計画」（令和3～7年度）及び県の「第4次食育推進計画」（令和3～7年度）に記述のとおり、学校給食における食材は、「地産地消」・「郷土料理」・「SDGs」がキーワードの一つとなっている。地元事業者の支援も兼ねた「遠くの食材より近くの県産品」の取扱いを拡大していく必要がある。

勿論、これまでの県外事業者との取引も大事にしなければならない。その中で県内事業者との取引、県産品への受注・発注割合を増やしていくことが重要である。

### 戦略5 プライベートブランドの企画開発

食材の価格高騰や給食費の公会計化により、「安い物へのシフト」の波が押し寄せつつある。この波に対抗するためには、上記戦略3や戦略4に関連させて、新たなプライベートブランドの企画開発が欠かせない。「同業者が持っていない食材の保有及び拡大」は、必ず売上増に繋がるものと確信する。





## 戦略6 栄養教諭等関係者とのパイプの強化

組織としての「岩手県学校栄養士協議会」や、個人としての「栄養教諭等」は、食材選定に大きな影響力を持っている。

そのことから、上記組織や個人と、電話、訪問及び配送を通じて関係を維持強化していくことが売上げの増加に繋がるものであり、時として「御用聞き」となって、細かな対応を行う中で、信頼関係は強まるものと解する。

また、県や市町村関係部局との繋がりも大事である。給食食材となり得る情報の取得等、関係者との情報共有を行うことは、本会にとってプラスになるものと解する。

## 戦略7 販路の拡大

現状の職員体制や冷凍車保有数等の状況から、現状以上の販路拡大は極めて難しい。しかし、児童生徒数の減少により、1か所への食材搬入量が今後も減少していく中、新たな販路を模索していくことは、将来の安定経営を図る上で重要な要素である。

販路拡大の対象として、「保育所、幼稚園、私立学校及び各種学校等」が想定されるが、本会の定款上、「学校給食法に基づく学校給食」との解釈の上に立てば、上述の保育所等は対象とならないと解するため、定款との整合性を図る必要がある。いずれ、将来的に検討の余地のある戦略である。

## 戦略8 無償による業務支援の継続

安全確保のための拭き取り検査器等の無償貸与、食育や地産地消の推進のためのDVD等教材用品の無償貸与、会議等開催のための本会施設の無償貸出及び栄養管理業務のための栄養管理システムソフトウェアの無償貸与等の業務支援を、引き続き行っていく。これらの「無償による業務支援の継続」は、公益法人としての重要な役目の一つである。

なお、貸与に当たっては、最新版や新たな物を保有しておくことも大事な心構えである。

## 戦略9 公益法人としての事業展開

言うまでもないが、本会は、会社法に基づく「民間会社」ではない。法人法（認定法）に基づく「公益法人」である。

公益法人であり、収益事業のない本会は、「優遇税制措置」により納税が免除されているため、利益の伴わない事業を行うことも重要な役目の一つである。学校給食関係者にとって有益な事業とは何か、必要な事業とは何かを考えながら、事業を企画し実施していく必要がある。

また、公益法人には「収支相償」の原則がある。単年度で収支が均衡する必要はないが、中長期においては、収支の均衡を図る必要がある。

上述の公益法人としての要件を意識しながら、「研修会等の実施」、「食育推進授業への参画」、「優良団体等の表彰」、「関係団体への補助金交付」等を確実に継続して実施していく。結果、副産物として、売上増にも繋がるものと解する。



### 施策1 業務の適切な遂行

まずは、全職員が「適切」に業務を行うこと。当たり前のことだが基本である。「適当」ではない「適切」な業務の遂行である。適当な仕事には、適当な成果しか生まれない。

自分の任務は何か、今やらなければならない業務は何か、仕事の優先順位はどうか考え、実行に移す。各セクションのプロに成りきる。難しいことではない。

インシデント・アクシデント（事故）を発生させないチェックに基づいた「適切」な総務業務・受発注業務・倉庫管理業務・配送業務。万が一、事故が発生した場合の「適切」なフォロー。その繰り返しを各職員が行っていく。シンプル、しかし、基本である。

### 施策2 PDCAサイクルの実行

事業を行う上で、Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)の循環は、当然欠かせない。計画し、実行し、振り返り、形を変える必要があれば形を変えて再び実行する。

この繰り返しを行い、今日より明日、今年より来年と、組織も個人も進化させていかなければならない。

### 施策3 周囲への配慮の徹底

お客に対しては勿論のこと、家族や職員個々に対する感謝、挨拶、尊敬、思いやり、気づかい、優しさを忘れず、「人のために考えること、行動すること」が大事である。

時に「御用聞き」となることや、「事業者から売っていただいている、お客に買っていた」の精神を忘れてはいけない。今一度振り返ることが大事である。

### 施策4 コンプライアンスの徹底

本会「定款」には多くのコンプライアンス事項が定められている。「始業・就業時刻を遵守し、就業時間中は職務に専念する」、「職務を正確かつ迅速に遂行し、常に能率の向上を図る」、「業務上知り得た秘密などは他に漏らさない」等々が定められている。

しかし、定款の定めに関わらず、職業人として規律を守っていく。当然のことである。

### 施策5 会議・勉強会の充実

個人のノウハウを組織全体に活かしたり、一つの情報を全職員が共有したりすることは、個人の成長、組織の成長に必要な要素である。

職員会議、戦略会議、係内会議等々の他、所内における見積業務や福利厚生勉強会等積極的に前向きに実施し、個人の知識を増やし、情報共有を行っていくことが重要である。





## 施策6 働き方改革の実行

令和元年度（平成31年4月）から「働き方改革関連法」（8つの改正法の総称）が順次施行されている。

本会職員に関係深い事項として、「改正労働基準法」のうち、

- (1) 年次休暇の取得義務と罰則設定（R1年度より 年5日以上、30万円/1人以下の罰金）
  - (2) 法定残業の上限設定と罰則設定（R2年度より 原則月45時間・年360時間、同上）
- が掲げられるが、法律を改正し、罰則を設けてまで働き方改革をしなければならない背景をしっかりと認識することが必要である。

また、本会独自の取組事項として、

- (1) 昼時間消灯の徹底（電気料金の縮減）
  - (2) 定時退庁日の設定（毎週水曜、18:00までの退庁）（電気料金・時間外手当の縮減）
- を掲げている。実行しようとする意識が大事である。

健康の保持（過労死・うつ病の防止）、ワークライフバランスの実行（仕事と生活の両立）、予算の効率化（電気料金・時間外勤務手当の縮減）、労働生産性の向上（少ない時間で質の高い仕事の実施）等の観点からも、労働者のルールとして遵守すべき事項であるとともに、努力しなければならない要素である。

## 施策7 危機管理意識の醸成

新型コロナウイルス感染対策やノロウイルス感染対策等をはじめ、食材を扱う一つの公益法人として、異物混入や食中毒等が発生しないよう注意しなければならない。

同時に、「経営」に対しても全職員が危機管理意識を持たなければならない。全職員が経営者としての意識を持ち、本会の経営状況を常に把握しておくことも重要である。

また、心無い行動・言動により、顧客から信頼を失うのは一瞬であるが、取り戻すには相当の時間と労力を有する。悪い情報・噂の拡散による信用の失墜・売上の低下は、必至である。危機管理意識を徹底し、心して業務にあたりたい。

## 施策8 地球環境への配慮

日本も含めて地球上では、時として大熱波、時として大寒波など自然現象による災害が生じているが、総じて「地球温暖化」が進んでいる。この地球温暖化、自然の摂理だけが原因ではない。人間の生活・開発に伴う、人間が作った現象（災害）と言える。

また、2015年9月の国連サミットで、持続可能な開発目標として、「SDGs」が採択された。17のゴール（目標）、169のターゲット（目標を達成するための具体的な目標）及び232のインディケ이터（目標達成の状況を把握するための指標）で構成され、2030年までの達成を目指した世界共通の目標となっている。

本会においても他人事ではない。身近な水も電気も燃料も無限でないこと、有限であることを意識し、必要な分は使う、不必要な分は使わないことを徹底するなど、一人の人間として、地球環境への配慮を意識しなければならない。



## IX 年度目標《目標数値（一部実績含）》

### 1 売上額

(単位：千円)

|     | H28 実績    | H29 実績    | H30 実績    | R1 実績     | R2 実績     | R3 実績     |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 売上額 | 1,114,376 | 1,083,027 | 1,077,907 | 1,029,089 | 1,159,348 | 1,177,362 |
|     | R4 実績     | R5 目標     | R6 目標     | R7 目標     | R8 目標     | R9 目標     |
| 売上額 | 1,220,271 | 1,237,000 | 1,241,000 | 1,241,000 | 1,241,000 | 1,241,000 |

※ 正味財産増減計算書における「物資収益」とする。

### 2 正味財産額

(単位：千円)

|      | H28 実績    | H29 実績    | H30 実績    | R1 実績     | R2 実績     | R3 実績     |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 総収入額 | 1,114,408 | 1,083,106 | 1,077,914 | 1,029,138 | 1,162,973 | 1,177,837 |
| 総支出額 | 1,126,559 | 1,087,143 | 1,085,187 | 1,044,737 | 1,094,214 | 1,144,788 |
| 差 額  | ▲12,151   | ▲4,037    | ▲7,273    | ▲15,599   | 68,759    | 33,049    |
|      | R4 実績     | R5 目標     | R6 目標     | R7 目標     | R8 目標     | R9 目標     |
| 総収入額 | 1,221,913 | 1,237,000 | 1,241,000 | 1,241,000 | 1,241,000 | 1,241,000 |
| 総支出額 | 1,226,949 | 1,229,000 | 1,233,000 | 1,233,000 | 1,233,000 | 1,233,000 |
| 差 額  | ▲5,036    | 8,000     | 8,000     | 8,000     | 8,000     | 8,000     |

※ 正味財産増減計算書における「経常収益計」「経常費用計」「当期経常増減額」とする。

### 3 基本食材（精米）に係る本会と取引のある施設数及び割合

(単位：カ所、%)

|     | R4 実績 | R5 目標 | R6 目標 | R7 目標 | R8 目標 | R9 目標 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 施設数 | 64    | 65    | 66    | 67    | 68    | 69    |
| 割合  | 39.3  | 39.9  | 40.5  | 41.1  | 41.7  | 42.3  |

※ R4 年度末時点：単独校、センターの合計を 163 カ所とする。

※ R4 年度末時点：取引のある施設を 64 カ所とする。

### 4 1 食食費における本会取扱一般食材の占める額及び割合

(単位：円、%)

|     | R4 実績 | R5 目標 | R6 目標 | R7 目標 | R8 目標 | R9 目標 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 食費額 | 46.6  | 47.2  | 47.7  | 48.2  | 48.7  | 49.2  |
| 割合  | 27.6  | 27.9  | 28.2  | 28.5  | 28.8  | 29.1  |

※ R4 年度末時点：単独校シェア率 26.9%・センターシェア率 28.4%、平均シェア率 27.6%とする。

※ R4 年度末時点：単独校・センター 1 食平均 281 円 - 牛乳・基本食材分 112 円 = 一般食材分 169 円とする。

### 5 食育推進授業への参画回数

(単位：回)

|    | R4 実績 | R5 目標 | R6 目標 | R7 目標 | R8 目標 | R9 目標 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 回数 | 5     | 6     | 6     | 7     | 7     | 7     |

※ 食育推進授業への参画が出来ず、企画のみの場合も含むものとする。

### 6 出張展示会の実施回数

(単位：回)

|    | R4 実績 | R5 目標 | R6 目標 | R7 目標 | R8 目標 | R9 目標 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 回数 | 3     | 5     | 5     | 5     | 6     | 6     |

※ 出張出来ず、サンプル提供のみの場合は含まないものとする。

### 7 所内会議、勉強会等の実施回数

(単位：回)

|      | R4 実績 | R5 目標 | R6 目標 | R7 目標 | R8 目標 | R9 目標 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職員会議 | 12    | 12    | 12    | 12    | 12    | 12    |
| 戦略会議 | —     | 11    | 12    | 12    | 12    | 12    |
| 勉強会  | —     | 3     | 3     | 4     | 4     | 4     |

※ 勉強会は、全体での勉強会の他、係単独での勉強会も含むものとする。



## X おわりに

令和4年10月以来、国の諮問機関である「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」が幾度となく開催され、令和7年度を予定として、新たな公益法人制度が始まろうとしている。しかし、その改革内容がどうあれ、本会の学校給食に対する使命は変わらない。

最終顧客である児童生徒数の減少は、今後の本会運営において、至極相当な影響を及ぼすものであるが、そんな中でも、本会は本文に記載のとおり、学校給食食材を取り扱う公益法人として、2つの大きな使命を持ち、業務を遂行していかなければならない。

1つは、「安全安心な給食食材を、安定的に供給する」こと。

顧客が求めている食材、子どもたちに食べさせたい食材に関するニーズを的確に捉え、それに応えていくこと。これが1つ目の使命であり、最も大きい使命である。

もう1つは、「食育を推進する」こと。

収支相償の概念の元、優遇税制が施されている中で、公益法人として何をなすべきか、学校給食関係者に必要な事業とは何か、スクラップ&ビルドも念頭に置きながら、プラス思考で建設的に、実のある事業を考え、実行していくこと。これが2つ目の使命である。

なお、公益法人とはいえ、今後生き残るためには、安定的な経営を維持し、その結果、増収増益の状況を生み出し、保有された資金を健全な公益法人の運営に活かしていくことも重要な要素となる。いかにして1円の収益を生み、1円の費用を削るか。その意識も必要である。

本経営・行動計画を通じ、職員全員が公益法人としての役割と存在意義を認識し、「子どもたちのために今できること」を常に考え、「究極の到達点」へ向けて、日々精進していきたい。



## 《 資料 》



## 「IX 年度目標《目標数値（一部実績含）》」 関係

### 1 売上額

#### (1) 設定

正味財産増減計算書における「物資収益」とする。

#### (2) 試算

R5年度以降の売上額を、次の「2 正味財産額」の「総収入額」と同額とした。

### 2 正味財産額

#### (1) 設定

正味財産増減計算書における「経常収益計」「経常費用計」「当期経常増減額」とする。

#### (2) 試算

ア 総支出額：R4年度実績を基に、R5年度総支出額を1,229,000千円と試算。以降、新販売管理システム導入経費分として4,000千円増の1,233,000千円と試算した。

イ 差 額：常温倉庫改修資金計画に基づき、R5年度以降、年8,000千円の剰余金確保とした。

ウ 総収入額：上記ア+イにより総収入額を試算。なお、雑収入分（電柱敷地料 7,000円等）は少額のため加味せず、売上のみ収入額とした。

### 3 基本食材（精米）に係る本会と取引のある施設数及び割合

#### (1) 設定

ア R4年度末の単独校・センターの合計を163カ所とする。

イ R4年度末の取引のある施設を64カ所とする。

#### (2) 試算

R5年度以降、毎年度1カ所取引施設を増やしていくものと見込んだ。

### 4 1食食材における本会取扱一般食材の占める額及び割合

#### (1) 設定

ア R4年度末の単独校シェア率26.9%、センターシェア率28.4%、平均シェア率27.6%とする。

イ R4年度末の単独校・センターの1食平均を281円、牛乳・基本食材分を112円とし、差引一般食材分を169円とする。

#### (2) 試算

R5年度以降、毎年度0.3%増を確保するものとした。

### 5 食育推進授業への参画回数

#### (1) 設定

ア R4年度実績を5回とする。

イ 食育推進授業への参画が出来ず、企画のみの場合も含むものとする

#### (2) 試算

R5～R6年度は、R4年度比1回増、R7年度～R9年度は、R4年度比2回増とした。

### 6 出張展示会の実施回数

#### (1) 設定

ア R4年度実績を3回とする。

イ 出張出来ず、サンプル提供のみの場合は含まないものとする。

#### (2) 試算

R5～R7年度は、R4年度比2回増、R8年度～R9年度は、R4年度比3回増とした。

### 7 所内会議、勉強会等の実施回数

#### (1) 設定

ア 職員会議：R4年度実績を12回とする。

イ 戦略会議：R4年度実績を0回とする。

ウ 勉強会：R4年度実績を0回とし、全体での勉強会の他、係での勉強会も含むものとする。

#### (2) 試算

ア 職員会議：継続開催とし、R4年度同様、月1回、年12回開催予定とした。

イ 戦略会議：新規開催とし、月1回、年12回開催予定とした。（R5年度は4月除きの11回）

ウ 勉強会：新規開催とし、R5～R6年度は年3回、R7～R9年度は年4回開催予定とした。